

「世界遺産 古都京都」賀茂神社とカモ県主氏の歴史をたどる

藤木 文雄

はじめに

この文章は、平成十五年三月末に大阪のリーガロイヤルホテルの文化講座で表題のもとに話した内容を中心に取りまとめたものである。

平成六年にユネスコの指定を受けた世界文化遺産「古都京都」には十七の社寺と二条城が含まれる。そのうちの二社が上・下の賀茂神社である。対象は付図にある神殿・境内のハードウエアである。

しかし、本来、文化とは人間の営為の産物やそれを生み出すプロセスの複合体であって、ハードの背後に歴史遺産を含む文化複合の総体として捉える視点が欠かせないと思う。微力を省みず自身の勉強も兼ねてこのような文章の取りまとめを試みたゆえんである。次世代につなぐ拙いよですがとなれば幸いである。

ところで、文中、賀茂・鴨、上賀茂・下鴨、上社・下社などの用語が頻出する。通称の上賀茂と下鴨は奈良時代半ばまでは一つで、鴨または可茂(加茂)などと表していたようである。和銅六年の風土記撰進の詔に、地名と人名には二字の目出度い文字(嘉称)を用いるようにとあって、カモも賀茂(加茂・可茂)二字で表すことになったが以後も統一されず混用されてきた。

上賀茂、下鴨の呼び方は南北朝以降から始め、それが本格的になったのは江戸時代以降である。それまでは賀茂上社、賀茂下社と略称してきた。

この文の記述にあたっては、特殊な字や読みが多いので極力ルビを付し、本文は要点に絞り、詳細は注釈に譲った。適宜読み分けていただきたい。

私事にわたるが、一時大学の文学部に籍をおいたことはあるが卒業したのは法学部。以来、長年会社勤務の身で、終りの十余年は技術・事業部門の経営を担当てきて、国史や神道学の分野はアマチュアに過ぎない。しかし、歴史を含む人文科学の分野は旧制中学生の時から一貫して忘れることのなかつた人生のロマンの対象である。

賀茂に関する研究はおびただしい蓄積がある。極力通説に準拠したつもりであるが、出身上上賀茂に偏する点があるのはご容赦願いたい。取りまとめた内容は多くの先駆的研究に負っている。文末の参考文献にそれらの一端を掲げる。

最後に、このような機会を紹介して頂いた同族の堀川潤氏、並びに文化講座の行き届いたお世話をいただいたリーガロイヤルホテル担当の飯野三重子さんに記して感謝する。

なお、目次の 3、4、中・近世の二章は紙幅の関係もあり今回は割愛した。他の補完を期したい。

もくじ

1 古代初期の賀茂神社とカモ県主氏

- ア) 古墳時代のカモ県主と賀茂神社—県神社の時代
- イ) 大化の改新と奈良時代の賀茂神社—地方大社への道・上下二社へ

2 平安遷都と王城鎮護の神—賀茂皇太神宮

- ア) 嵐峨天皇の崇敬—勅祭 賀茂祭(葵祭)と賀茂の斎院
- イ) 荘園・御厨の寄進と荘園領主賀茂神社
- ウ) 皇室歴代のご崇敬

3 中世の賀茂神社

- ア) 鎌倉・室町時代の賀茂社—荘園の没落
- イ) 斎院の廃絶と勅祭賀茂祭の中斷—上賀茂「文明一社争乱」
- ウ) 賀茂別雷神社「境内六郷」、荘園支配の終り—中世のたそがれ太閤検地

4 近世の賀茂神社

- ア) 朱印地の確定・社家法度・宮中奉仕の復活
- イ) 賀茂の「惣」の運営—特殊の集会制度と往来田
- ウ) 葵祭の復興・上賀茂「享保社家流罪の一件」
- エ) 明治維新前後の国家神道化・社領上知と神職世襲制の終り—官幣大社へ

5 賀茂神社・カモ氏の文化遺産

- ア) 王朝文化とのかかわり—賀茂祭(葵祭)・競馬会・蹴鞠・歌道
- イ) カモ氏人物列伝
- ウ) 社殿・境内史跡・社家町
- エ) 神事と伝統行事芸能・特産

付図 下・上賀茂神社境内・賀茂別雷神社本殿・上賀茂社家・同町並
参考文献一覧

1 古代初期の賀茂神社とカモ県主氏

ア)古墳時代のカモ県主と賀茂神社

1) 賀茂神社の創祀：四~五世紀、ヤマト王権の成立と同時期と考えられる。それは他の県
あがた神社と異ならず、カモ県主の前身の葛野県主^{かどのあがた}が祀っていた。県神社には添御県坐^{そぐみ}
あがた神社[奈良市歓坂町]高市御県^{たけちのあがた}坐鴨事代主^{かもことしらぬし}神社[櫛原市
あがた三郷町]志貴御県^{しきのみあがた}坐神社[桜井市金屋町]などが
今に残る。因みに倭王権による宗像神社沖之島祭祀の始りも4世紀初頭と検証されている。

注1)「県」：倭国の地方行政の最初の戦略拠点で、のちの郡^{くに}の大きさの領域を占め、名も魏志倭人伝の国名
と同じものがある。中部日本(越前・美濃・尾張)より西に分布していて、とくに倭・河内・摂津・山背・
吉備・筑紫など瀬戸内海周辺の要地に集中する。これは初期ヤマト王権が勢力を広げていく道筋に見合う。

注2)国主・県主・国^{くに}造・トモ：県主は県の首長。国主の中でこの時期に王権と関係を結んだものを王権
側は特に県主とよんだ。六世紀以降に王権に編入された国主は国造といつて区別される。県主は王権にたい
して特定の物資を貢納し、宮廷内の一定の労役の職務にたずさわる人物・「トモ」を氏人から選んで奉仕さ
せることを約束していた。県主はそれ以外は領域の自治を許され、氏の神を県神社として祭った。有名な倭^{やまと}
の六県(高市・葛木・十市・志貴・山辺・曾布)からは甘菜、辛菜が貢上され、高市県主は水取(=清水・氷
の調達)の職をになうならわしだった(延喜式、日本書紀成務天皇紀、新選姓氏録逸文鴨県主本系)。

2)カモ県主のもの名は葛野主殿^{かどのと}県主：鴨川と高野川のうるおす葛野一帯を支配して
いた。葛野はのちの葛野、愛宕^{をた}、乙訓^{おとに}などの各郡を含む北山代^{きたやま}の広い地帯であつた。
一族はいまの上賀茂神社のちかくに住まいをかまえて、水源の神貴布禰^{きぬ}の井の神を
祭っていた。当時はカモ社は一社でいまの上賀茂の地にあった。

カモ氏に伝わる奈良時代以前の古系図によると、族長の地位は嫡系相続とはかぎらず複数の上位の家系によって継承された。行政面を男子の首長がにない、女性の神官がいて神の祭を主宰する二重王権のかたちをとっていた。この女性神官を阿礼乎止女^{あれね}(または斎祝子^{さい}・忌子^{めい})とよんだ。それを一般化したモデルが玉依日子^{たまよ}と玉依日女^{たまよ}。

注)山城國風土記の逸文と日本書紀の賀茂社の縁起：そのあらましは、「風土記」は、日向の國の曾^その峯(高
千穂峯)に天降った賀茂建角身命^{かどつたけつあみのみこと}が神武天皇を先導して倭の葛城山に宿り、そこから遍歴して山城の国岡田
の賀茂を経て桂川と賀茂川の合流点にいたり、賀茂川を石川の瀬見の小川と名付け、久我の國の北の山基に
鎮まったのでそこを賀茂と名付けた。建角身命が丹波の神伊可古夜日女^{たには}を娶って生れたのが玉依日子と玉依
日女である。ある日玉依日女が川遊びをしていた時川上から流れてきた丹塗りの矢を拾い床の辺に差してお
くとそれに感じて妊娠し男児を生んだ。祖父の建角身命が祝宴を開いて男児に父の名を問うと男児は屋根を
破って天に昇ったので男児を可茂別雷^{かわいべつらい}神と名付けた。丹塗りの矢は乙訓郡の火雷^{ひらい}神の物実であった。

藤倉の里の三井の社に建角身命、伊可古夜日女、玉依日女の三柱の神を祀った。そして玉依日子は賀茂県
主の先祖であるといっている。また、「日本書紀」神武即位前記は神武天皇が熊野から倭に向う途中道に迷
っていたところ、夢に天照大御神が現れて八咫烏(ヤタガラス)を遣わし案内させると仰せになりヤタガラス
の先導で倭の宇陀^{うだ}に到着できた。ヤタガラスの後裔が葛野主殿県主である、とするしている。学者は賀茂建
角身命とヤタガラスは同一の存在で、葛野主殿県主と賀茂県主は同じ氏であるとしている。丹塗りの矢
について火雷神のほかに、松尾と日吉の祭神の大山酢神、あるいは貴布禰の神とする三つの説がある。

3) カモ県主とヤマト王権のトモ カモ県主はヤマト王権にたいして、その支配する山地から薪炭を、氷室^{ひむろ}と御井から氷と清水を内廷に貢いでいた。宮廷に派遣した氏人はトモとして主殿【殿舎、灯火、湯水、輿駕^よ、調度の管理と運用】と主水^{もひ}【水部・樽水^{そんすい}、餉粥^{せんじく}、氷の供御】。風土記逸文では蓼倉の里の三身社が三井社に訛ったとするが、寧ろ逆に御井→三井→三身の順かも知れぬ]の職に奉仕した。それは今に伝わるカモ氏の系図と養老律令などで確かめられる。

注) ヤタカラスの説話: この説話は学者によれば、天皇を夜中に灯火を掲げて先導する〔秉燭照路ともいう〕トノモリの職務と天皇家との結びつきの由来を象徴化し美化したものという。そこで神武天皇や葛木の地とそこのかモ神への引き付けも行われたという。県主時代の薪炭の産地の山林や氷室の料地は律令時代の主殿寮や主水司という役所に引き継がれたがそれらは上賀茂神社の近辺に集中している。その外の貢納のあとも平安時代初期にできた新撰姓氏錄にのこっている。カモ県主の同族に祝部・丈部・矢田部・西渥土部の各氏がしるされていて、駕使部・泥戸などにも関わった様子がよみとれる。なお、カモ県主の宮中奉仕は、奈良、平安朝でも「名負いの氏」の職として、その後も呼び名はかわるが明治維新まで続いた。

イ) 大化の改新と奈良時代の賀茂神社—地方大社への道

1) 県の支配のおわりと県神社の変化、葛野県主からカモ県主へ: 大化の改新による公地公民制で県主や国造は土地や人民の支配をうしない、料地は公有となり氏人も公民として戸籍に編入された。県や国は郡(こおり)に、県主や国造は郡司や律令官人になった。あらためて神社は官社として一定の神田(御戸代田^{みどりた})と神戸(封戸^{くわ})が国家から支給された。葛野県主一族はこの時神祇官の管轄のカモ社の禰宜^{ねぎ}・祝^{はづ}などの神官や宮内省の主殿・水部(名負いの氏)やそのたの律令官人に任じられた。この県主一族の神官への変身で葛野県主は神^{かみ}の県主を意味するカモ(鴨・賀茂)県主を称することになり、県主も朝廷の中の氏族の地位をしめす称号(姓^{かほ})となった。

2) 賀茂神社への民衆の崇敬と地方大社化: 6世紀半ば、欽明天皇の世に大きな飢饉が起これ天皇が占わせたところ賀茂神の祟りとの占いが出た。そこで天皇は人に猪頭をかぶらせ馬に鈴をかけて走らせて賀茂神を祀らせたところ天災が収まり五穀豊穣となった、との伝えがある(本朝月令、賀茂縁起=風土記逸文)。これが朝廷が賀茂社の祭祀に関わった最初で賀茂の乗馬の始まりといふ。

おそらくこの祭事が民衆の興味を引き付けてたんに県の中にとどまらず、近隣各国からも民衆がつどい乗馬や騎射に興ずる賑わい振りとなつたのであろう。奈良時代の国史の続日本紀には朝廷が賀茂祭に集う民衆に山城国司を派遣してしばしば規制(検断)をくわえたとの記事がある。賀茂祭は国司が統制する「国祭」となり神社は民衆の崇敬を背景として一県神社から地方大社への道を辿り始めた。万葉集に天平9年4月に有名な女流歌人の大伴坂上郎女^{おおとものさかの}が一泊で奈良から賀茂祭に参詣したときの和歌がある[万葉集卷六 1017]。

3) 上・下二社の時代のはじまり: 朝廷はここに、賀茂神社を二社に分けて蓼倉の里の分社を賀茂御祖^{みお}神社(下鴨神社)として格上げして、経済的にも保護することとした。東大の井上光貞教授がカモ県主氏の古系図の記載、平城京の木簡、正倉院文書、国史や古記録な

どの周到な検討の結果下された結論で、それは奈良時代半ばの天平 18 年から天平勝宝 2 年(746~750)のこととされる。

分立の理由は賀茂祭の賑わいの背後にある民衆の力の増大を恐れた国家の宗教政策であるとされている。県主の一族も賀茂と鴨に別れたが、その後も両社・両社家はさながら一社のようにかならず同列にあつかわれたのである。

2 平安遷都と王城鎮護の神—賀茂皇太神宮

ア) 嵯峨天皇の崇敬 勅祭賀茂祭(葵祭)と賀茂斎院のはじまり

1) 勅祭と斎院のはじまり：桓武天皇は長岡京、平安京への遷都の由を賀茂神社に勅使を遣して奉告され自らも行幸されるなど崇敬おろそかでなかったが、つぎの平城天皇は大同 2(807)年 4 月奈良時代の賀茂祭を前日の申の日に移し国祭としたうえ翌酉の日の本祭を勅祭に定められた。

嵯峨天皇の弘仁九(818)年皇女有智子内親王をはじめて賀茂斎院(阿礼乎止女と内親王)にト定められ、また、翌十年には賀茂祭を中祀に准じると定められた。斎院も中祀も皇室の祖神天照大御神をまつる伊勢神宮に准じる扱いとすることを意味している。嵯峨天皇は奈良への再遷都を企てられた平城上皇・藤原藥子の変を退けられ、これまで代替わりのたびに遷都する旧習を改め賀茂神社を平安京と皇室の産土神と位置付けることでの平安京を永代かわることのない王城とする御意志を明らかにされたのである。これによって両賀茂神社は王城鎮護の役割をになうことなり、賀茂皇太神宮ともよばれることになった。

ここに四月中申の日の国祭の日の撰閑賀茂詣で、翌四月中酉日の勅祭に臨む斎王・勅使の行列は「祭」、または「北祭」としてきらびやかな王朝美のページェントとなり、斎王の住まう紫野の斎院は王朝女流文学のサロンとなった。この二つは、古今和歌集をはじめとする勅撰和歌集の和歌や源氏物語、枕草子、狭衣物語、徒然草などの文学作品のテーマとしてもしきりに登場することになる。

注) 勅祭・中祀・斎王の意味：賀茂祭が勅祭・中祀とされ、県主家の女性神官斎祝子(阿礼乎止女)にかわって、皇女が斎王(別名阿礼乎止女内親王)として従来秘儀とされている御阿礼神事をはじめとする神社の祭祀にたづさわることは賀茂神社の祭祀が県主一族の祭りから皇室に移ったことを意味している。なお、中祀とは朝廷の祭祀の区別で、大祀は大嘗会(即位の大典)、中祀は宮中で行う年中祭事と伊勢神宮の神嘗祭に限られ、その他の神社の例祭はすべて小祀とされていた。

2) 御阿礼(みあれ)神事・御生所(みあれどころ)・斎祝子・葵桂・本殿：斎王は斎祝子にかわるものであるが、斎院に進むまえに、この五つの事柄に触れておく必要がある。これらは賀茂祭の根源をなす要素で、またそれぞれに密接に関係しあっている。

注1) 御阿礼(御生)神事：賀茂別雷神社の祭儀の中でもっとも古くてしかも重要な神事。しかも、古来の神祭一般の原型をのこし、賀茂社の鎮座と祭の根源をあらわすものとされ今も秘儀とされている。4 月中の酉の日の本祭の三日前の中の午の日の夜におこなわれる。なお、賀茂御祖神社でも同日の日中に比叡山の尾根の御蔭山で神靈を迎える。これを御蔭祭といっている。

注2) 御生所の舗設(御生所を囲む儀)：前日の巳の日におこなう。上社の北北西 2 キロにある神山(301m)の山頂と本宮を結ぶ一直線上の丸山の麓にもうける。御生所は 4 間(7, 2m)四方の地を高さ 2 間(3, 6m)の青柴垣(神籬)で囲う。垣はマツ・ヒノキ・サカキなどの常緑樹の枝でつくり前面を葵桂でかざり、藤蔓の皮でつくった12cm 径の10 数個の円形のオズスをとりつける。阿礼木を中央に立てるがそれは四手を付けたサカキで1, 2m の丸太の杭につける。その、南前にサカキをつけた二本のマツ丸太(休間木)を斜め扇状にだす。垣の南前に立砂を二つたて東側に西向きに横座(帳舎=トバリ)をもうける

注 3) 御阿礼祭儀の次第：翌午の日の夜に、まず、御生所の青柴垣(ひもろぎ)のまえで祭儀をおこない、ついで本殿への神幸の儀、本殿前の儀、境内選擇所の阿礼木立ての儀でおわる。この祭事の意味は結局丹塗の矢のあらわす賀茂川上流の神を年毎に招きおろして若神、すなわち若雷神の誕生を迎える儀式である。御生といふ語はこの若神の誕生に由来する。玉依日女の後身の斎祝子はこの秘儀にあずかるので阿礼乎止女といわれる。いまは男性神官が祭儀をつかさどるが斎祝子・斎王の存在は不可欠であった。斎王の伺候した神館のあとが御生所の南 100m にあって礎石が見つかっている。ところで、神山の北約 5 キロm の先は貴船の山頂である。貴船は賀茂川の「川上の水源」でもあり、丹塗りの矢と貴船を結ぶ説の根拠となっている。

注 4) 本殿の性格と流造：このことから明らかなように本殿はもと年に一度祭神を迎え、常に神山を選択する所として建てられていて樓門のなかの諸社殿は神山に向って祭り拝むかたちになっている。また、神山は禁足地で頂上には降臨石がある。このことは本殿の造りにも関係している。

上社の本殿と権殿、下社の東西両本殿はまったく同じ造りで、現在神社本殿の形としてもっとも多く採用されている流造の代表として国宝、世界遺産にも指定されている。一般的古代建築は柱を礎石の上にのせるか掘立て柱にしているのにたいして、流造と春日造だけは柱を井桁に組んだ土台の上に立てるという唯一、固有のかたちをとっている。このような土台は建物を移動しやすいかたちで、げんに造り替えのときは本殿を取り壊したあとに、あらかじめ新造した本殿を轆轤で牽いて直ちにたてる方法がとられるという。春日も賀茂も御阿礼が示すように本殿を常設せずに祭りのときだけ神殿をおくという古い信仰のかたち、年に一度神が降臨する臨時の神の宿舎という性格を残していると考えられる。柱下に土台をもつ本殿のタイプは神社固有の、しかも本殿形式としてもっとも古く一般的な形で、日本書紀や万葉集に見える神籬に通じる。

注 5) 賀茂祭と葵：「各々正に吾に逢むとすれば、あめのはごろも 天羽衣・天羽裳を作り、火を炬き、鉾を祭りて之を待て。又、走馬を飾り、奥山の賀木を取り阿礼に立て、種々の緑色を悉せ。又、葵 楓の幟を造り嚴かに飾りて之を待て、われ將に來らん」との神託(年中行事秘抄所引・旧記)にちなむ。勅使以下祭事に携わる者すべての装束につけ、社殿をかざり、御簾にもかける。葵は賀茂社料地の山に産する双葉葵で、楓は湯津桂である。湯津桂は古来神聖な木とされ、古事記にも、海神の鱗の宮の門前にあったと書かれている。なお、正式名称は賀茂祭であって、葵祭は通称、元禄の再興以降に用いられるようになった。

3) 斎院の制とその後：斎院は「いつきのみや」、「さいいん」、また「さいおう」ともいう。そのすまいの院は野々宮というが、洛北、山城国愛宕郡紫野むらさきにあったので紫野院ともいった。いまの雲林院の南、上京区社横町「七野社」のある辺りがその地とされている。斎院には斎王の御所と斎院司の役所があつて長官のほか大勢の官人・女官が奉仕していた。嵯峨天皇皇女有智子内親王を初代として天皇の代かわりごとに必ず未婚の皇女、皇孫女、

または女王を選んで奉仕させられたが順徳天皇の建暦 2(1212)年、後鳥羽院の皇女礼子内親王が病氣で退出され、その後は廃絶した。この間三十五代約 400 年におよんでいる。

注)斎院の卜定と日常：天皇即位にあたって、未婚の内親王を卜定^{ぼくじょう}によって斎王とされる。卜定の結果を内親王につたえ、賀茂社に奉告さされる。次に皇居の一間を占なって斎王の居所とするがこれを初斎院^{しょさいいん}といった。いご 2 年、毎日潔斎し、毎朔日賀茂神社を遙拝し 3 年後 4 月上旬野宮に入る。当日、賀茂川^{おみそが}で御禊をおこなう。下上両社に参拝ののち、祭事に奉仕する(延喜式)。

斎王の日常の任務は初夏と冬の祭り(賀茂祭と賀茂臨時の祭り)に参候することだけであとはもっぱら精進の日をおくり、仏法僧、病、死などは忌み詞をもちいた。ただ、伊勢とはことなり、内裏も近く、女性貴族たちのサロンとなり、歌合せなども頻繁に開かれ物語の舞台となつた。斎王にも歌才豊かな方が多く初代有智子(漢詩=經国集)、選子(16 代)、ネ菫子(19 代)、式子(31 代)は高名。源氏物語の光源氏の正妻葵の上、朱雀院の三ノ宮賢木(斎院)、冷泉院女御(前斎院・秋好中宮)、^{あきこのみ} ^{あきがほのさむ} 槿^{ひづる}斎院など縁りの主人公に事欠かない。

4)斎院の廃絶とその後：それ以降は賀茂神社の性格も変化し中世的な権門寺社、莊園領主の一つとなっていく。そのごいつしか、斎祝子も復活して江戸時代にいたつた。その後身を上社で忌子^{いのこ}、下社で祝女^{はづめ}といい、明治初年までその習いがのこつた。

注)忌子は上社の社司の未婚の女子を選ぶが、常は自邸に暮していて、祭りの前日、忌子殿にこもって潔斎し、当日は本殿の階下にすわって神饌をささげる。禰宜田、祝田にならんで供御料^{くぎりょう}の忌子田があつた。

イ)莊園・御厨^{みや}の寄進と莊園領主賀茂社一競馬会のはじまり

1)賀茂社の神領 上社のばあい、孝徳天皇大化の代、祝の鴨県主久治良^{じよ}のときに神田(御戸代田)約二町と神戸(封戸)14 戸を給わつてから社格の上昇とともに増加し、11 世紀はじめには神戸・封戸 120 戸、神田 50 町歩あまりに達し、かずかずの禁制により保護された。

2)莊園・御厨の寄進：しかし、これらの神領からの租税の取立ては国司が受持つていたのが 10 世紀末ごろから国司の力が衰えて円滑に徵税ができなくなってきた。そこで 11 世紀はじめごろから朝廷はこれらを莊園・御厨として再編成して一括して神社に寄進しはじめる。これは、国司の済物未進の対策として私領の寄進をあらかじめ積極的にのり、諸國の莊民を供祭人・神人に組織して経済基盤の安定と拡大をはかろうとする賀茂社側の動きを、院政側が寄進というかたちで公認して傘下にいれて統制をはかろうという意図が合致して実現した。

これを境に、賀茂社の経済の基礎が神田封戸から莊園主体に切り替わり、両賀茂社が巨大莊園領主として中世的な寺社権門の一つとなる画期的なスタートとなつた。これを機会に賀茂社の神事のかたちや神社の性格も変化していく。

注 1)境内六郷の成立と御棚会神事：後一条天皇の寛仁元(1017)年愛宕郡八郷が各四郷づつ賀茂・鴨両社に寄進された。東は延暦寺の西堺、西は大宮東大路、南は皇城北大路、北は郡界をかぎる地域である。賀茂社の四郷は賀茂・小野・錦部・大野の四郷で、これはそのご河上、大宮、小山、中村、岡本、小野のいわゆる「境内六郷」に再編成されて、武士の介入などで他の社領が落ち行くなかで、天正 19 年の太閤検地による

社領の没収とこれに代えての朱印領給付にいたるまで曲がりなりにも維持された。

上社の正月の神事に「御棚会神事」があつて、これは御結鎮神事ともいわれ年頭に鬼神を鎮めるためにおこなわれる。各郷ごとに神饌を六つの棚にのせて進めるので御棚会といわれる。六郷の段別に結鎮錢をかけて賄われるが、始まりは六郷の成立と時をおなじくすると考えられている。

注2)不輸田600余町の寄進、莊園・御厨の成立、競馬会のはじめ：堀河天皇寛治4(1090)年、白河院政のもとで賀茂下・上両社に不輸田600余町のご寄進と諸国御厨の分置が実現した。3年後の寛治7(1093)年には、五穀成就、天下安全の祈願として從来宮中の武徳殿で行われていた5月5日端午の節供の10番の競馬会がその姿のまま上賀茂神社に下され新たな神事が加わり、20疋の馬料もこれらの各莊園から供進された。

このとき上社に寄進された莊園は22ヶ所で、別に数ヶ所の御厨が諸国に置かれた。以後も寄進がつづき源頼朝が後白河法皇の意を受けて寿永3(1184)年に武士の狼藉停止のため出した安堵状にはその数は42ヶ庄に達している。また、現在全国に551社にのぼる賀茂社の分靈社はこれらの莊園・御厨に分祀したのを中心にしてその後の雷神信仰などが加わって全国に分布したものである。

注3)御厨・供祭人・供祭船交易：がんらい、天皇家、伊勢神宮、賀茂社、摂関家などには、もっぱら、供御、供祭物、食料としての「魚介類・海産物」(=贊)を貢ぐ料地があって、それらの産物の採取は宮内省の大膳職の下の「江人、網引き」などの名で呼ぶ「贊戸」の労働によっていた。

贊戸は身分開放によって「贊人」となり「国中池河津」で採取したり、通航したりする特権がみとめられるようになった。この贊人の居住区域と漁撈水域をやがて御厨とよぶようになった。寛治4年以来これも莊園のように私領と認められ莊園的御厨がスタートする。贊人は「供御人集団」として自由航行・交易などの特権を保証され、領主に営業税として一定の贊を貢げば自由に採取交易ができるようになった。鎌倉時代には上賀茂社の供祭人が北陸地方一円の海浜の交易にたずさわり、日吉社や北条氏と霸權をあらそった。賀茂社の御厨は、上社の「近江国安曇河」「播磨国室・塩屋」「紀伊国紀伊浜」「越中国新保」、下社は「宇治田上網代」など11ヶ国16ヶ所に上るがその中には湖族で有名な「近江国堅田浦」などがあった。

上社にはいまも毎年11月に安曇川の北船木漁業協同組合からアメノウオとアユが献じられる。

ウ) 皇室歴代の崇敬

・ 以上のような賀茂社の祭祀の制度と財政にたいする皇室の保護のほか、歴代の天皇、上皇、法皇の崇敬は、幣帛、祭使による祈願はもちろん、みずから参拝し数日にわたって参籠されることもしばしばであった。それを天皇のばあいは行幸、上皇のばあいは御幸という。目的は代替わり(御代始め)、五穀豊穫、天下太平、朝敵調伏、即位成就、祈雨、止雨、怪異の除去などさまざまの靈験を求めてのことであった。

行幸の記録は朱雀院の天慶5(942)年、平将門の乱の調伏祈願をはじめとして、後醍醐天皇の元享4(1324)年まで28代60回余りにおよんでいる。そのご長らく中断し、幕末文久3(1863)年の孝明天皇の攘夷祈願で復活した。行幸は下・上の順でおこなわれ、そのつど社には昇階・祿物の支給の沙汰があった。その最大のものが不輸田600町の寄進である。そのほか、摂関、將軍の参拝もしきりで、信長や秀吉も競馬会^{くらべう}に馬や馬具を提供したりしている。なお、鎌倉時代半ば以降明治維新まで「賀茂伝奏^{てんそう}」がおかれてもっぱら宮

中ならびに幕府と両賀茂社との間の執奏にあたった。(3「中世の賀茂神社」、4「近世の賀茂神社」は今回テキスト省略、後刻補完の予定。)

5 賀茂神社・カモ氏の文化遺産

ア) 王朝文化とのかかわり

以上みたように賀茂社にかかわる祭祀の制度や、皇室をはじめとする王朝貴族との関係はそのほとんどが平安朝末期までにかたちづくられたもので、しかもそのときに絶頂をむかえる。以後は武家政権の台頭によって皇室を中心とした公家文化そのものが衰退にむかう。賀茂社とて同じ運命をたどり、そのほとんどの伝統を県主の後裔の賀茂の社司・氏人の努力で規模を縮小しながらも明治維新まで持ちこたえてきた。

賀茂社・賀茂氏が王朝貴族とのかかわりの中ではぐくんだ文化遺産は数多いが先にあげた斎院を中心とする女流文化以外に代表的なものに、賀茂祭、競馬、歩射、蹴鞠、歌道などがあげられ、今日も何らかの形をとどめている。

1) 賀茂祭: 和銅4(711)年4月詔によって毎年祭日に国司が臨んで検察することを定められ、国祭とされていたが、大同元(806)年当日(四月中酉^と)を勅祭とし國祭は前日の(中申^さ)になった。ついで、弘仁9(818)年斎院の制がさだまり、翌10年には中祀に准じる扱いとなつた。これによって現在に伝わる賀茂祭の次第がかたまつた。國祭の日には攝関の賀茂詣も行われる。

まず、祭りの前の午または未の日に斎王の御禊^{ぎよけい}が賀茂川でおこなわれ、当日は天皇が臨御して自ら祭使や鞍・馬飾にいたるまで点検の上出立する(宮中の儀)。斎王の行列はまず下社、ついで上社に向う。これに勅使や東宮、中宮などの御使も加わりその装束、車、馬飾りなどがきわめて華やかであって貴賤をとわず観衆が雜踏した。これは「路頭の儀」とよばれる。行列が神社に到着して「社頭の儀」が行われる。宣命の奏上、奉幣、ついで東遊^{あさま}、走馬がおこなわれる。下・上同様である。翌日「還立^{かえり}の儀」がある。祭は応仁の乱によって文亀2(1502)年から中絶し、江戸時代元禄7(1694)年再興された。明治維新によって再度中断し明治17(1884)年復活し、祭日を5月15日と改めた。なお、「賀茂臨時祭」があった。宇多天皇が賀茂大神の神託によって臣下の身から即位した神恩にむくいるため寛平元(889)年11月酉日に4月とほぼ同じ次第ではじまつた。応仁の乱のあと中絶し、文化11(1814)年再興されたが明治3(1870)年廃止された。

注) 行列の次第: 「当時」歩兵左右各40人、騎兵左右各60人、郡司8人、健児左右各10人、檢非違使10人、史生・目・據各1人、山城守1人、内蔵寮の官幣、中宮・東宮の御幣、宮主、東宮中宮の走馬各2疋、馬寮の走馬左右各6疋、東宮の御使、中宮の御使、馬寮の吏、近衛使、内蔵寮吏、閑司、中宮の女藏人、内蔵人、中宮の命婦、左右の衛門・兵庫・近衛各2人、斎長官、御輿、駕輿丁前後20人、御輿の長左右各5人、女孺各10人、執物10人、腰輿、供膳の唐櫃3荷、雜器の物2荷、膳部6人、陰陽寮漏刻、騎女12人、童女4人、院司2人、唐櫃10荷(神宝)、藏人所陪^{ペイジュウ}從6人、御車、内侍車、宣旨車、女房車、馬寮車。

「現在」; 後見、乘尻、看督長、檢非違使^{かどののおき}志^{のさかん}、同尉、山城使、内蔵寮史生2人、御馬、馬寮使、牛車、舞人6人、勅使、風流傘、陪從、内蔵使、命婦、女孺、童女、斎王代、内侍、女別當、采女、騎^{うねめ}女^{むなみりおんな}、陪從、牛車、の順で、平安時代の装束を再現して参加する。今に伝わる平安末期風俗の基準とされている。

2) 賀茂競馬会(くらべう)：寛治7(1093)年堀河天皇の勅願で天下泰平、五穀豊穣のご祈祷として、これまで毎年五月五日の端午の節供に、宮中武徳殿で衛府の官人が奉仕した競馬会の次第をそのままに、社家の氏人たちに奉仕させて遺風をつがせていらい上賀茂神社の伝統神事となっている。競馬は他の神社などでも盛んに行われたがいまに残るのは珍しい。

馬料は諸国の神領に賦課して貢ったが、神領が荒廃して徵収に耐えなくなってからは、足利將軍家や信長、秀吉などの武将が所有の名馬を提供した。ことに信長は義経が一の谷を攻めたとき用いたと伝える鎧(よろい)や、頼朝が着用した鞍などを寄せた。他の雑用は各氏人に料米を掛けて維持してきたという。今も県主の後裔の賀茂県主同族会の人々が所役を、子弟が乗尻(のり)を勤める習わしである。

注1) 競馬の歴史：古くは、天武天皇8(678)年に群卿が駿馬の疾走するのを鑑賞したことが日本書紀にでているが、行事となってからは「乗尻」という騎手が諸国から貢がれた未調教の馬を二騎一対となっていかに定められた作法で相手を退けて先着するかという乗り手の技量を見るものであったという。

宮中の年中行事に、5月5・6日の節供に衛府や馬寮の官人が武徳殿の馬場で騎射とともに競馬を行うのが例であった。このほか、離宮、行宮や摂関家の私邸、神社の境内、時には路上などでも行った。賀茂、春日、大原野などの祭日にも競馬を行うことが延喜式に定められている。寛治7年の直前の庚平4(1061)年4月11日(子の日)に下賀茂神社の馬場で衛府の官人によって宮中と同じ様式で十番の競馬が賀茂祭の行事として奉納され、公卿殿上人がこれを見物したこと、同日ひきつづいて上賀茂神社に移って再度行われるなどと日記にある(定家朝臣記)。賀茂祭の走馬の奉納は現在も葵祭の社頭の儀の後に行われる。これは5月5日の競馬会とは由来の異なる行事である。

注2) 競馬会神事の次第：勝負は左右ひとつがいづつ十番を例として、20疋の馬料を諸国の莊園に賦課した。走馬にたとえば第一美作國・倭文、第二加賀國・金津などの順に莊園の名を被せて呼ぶならわしで、神領が荒廃した後もその名を保っている。

馬場は一の鳥居の西から二の鳥居までの芝生で、走路の左右に黒木の埒(=垣)を結い、本と末(両端)を開けて出入り口にする。埒の東側の中央に頓宮を設けて番数の鉾をたてる。西側に桟敷をかまえて見物席とする。埒のそとに3本の木が標識に植えられている。馬場本の「出馬の桜」、中間の「三鞭の桜」、末を「勝負の桜」とよぶ。御手洗川の西岸には徒然草にある「桜の木」もあるが、これも端午の節供にちなむ木。
5月1日に「足汰式」がある。出場の馬を集めて淨衣姿の乗尻が本末の間を走らせて馬体と遅速をみて左右の組み合わせ順を定める。

5日は競馬装束(左方；赤、右方；褐)に菖蒲をつけた乗尻が川水で馬の脚をひたし、修祓後に社前で大幣を取って礼拝して埒にはいり馬場本に着いて競馬を開始する。一番は空走といい、左・倭文を追馬、右・金津を先馬として追馬が勝つのが作法で、二番からは遅速をきそい、勝負をきめる。勝者に社司から祿を授け、乗尻はそれを鞭の先にかけて回して答礼する。頓宮を拝してから戻る。6日一同が貴布禰に詣で直会をし9日に埒を解いて一切がおわる。埒明という。

3) 競鞠(しゃく)：「けまり」ともいう。革製の鞠を落さずに蹴上げる回数で優劣をきめる競技。もとは厳格な約束もなく公家、官人に愛好された「唐様」の競技が、摂関期に形式化しさ

らに院政期に盛大になって蹴鞠道として完成した。達人の家系が指導の中心になり家業として独占するにいたる。演技者を鞠足^{まり}、上手を上足^{じょう}といった。蹴鞠の最盛期は院政期から鎌倉時代で、宮廷はもちろん、將軍周辺にもおよんだ。平安末期の摂政藤原師実の孫刑部卿^{ぎょう}_{のきょう}藤原頼輔が無双とされ、その子孫が「飛鳥井^{あすか}流」、「難波流」公家では、歌道の俊成・定家の「御子左家」も鞠の家とされたが飛鳥井家だけが最後に残った。

注) 賀茂と蹴鞠：いっぽう、賀茂では八代神主成平が鞠足無双で、鞠聖^{まりひじり}とよばれる藤原成通の師で、子の成平、政平、孫幸平も上足。成平の妹が頼輔の母に当る。当時賀茂神社には神主成功の造った、難しい懸^{かかり}で有名な鞠場「雲分の懸」があり、上皇方や貴紳も度々興じた。その際、成平は重代の家に限られる名誉の役の上げ鞠を演じている。賀茂社人の鞠はとくに賀茂鞠よばれ、古くから多くの名足を輩出し技量は高かった。文明一社の争乱は鞠場での席次の恨みが一因と云われるほど盛んであった。中でも、鳥居大路家は成平以来の伝統を保ち、三大聖典の一つ「内外三時抄・秩文」を伝えている(現在天理図書館蔵)。また、松下・林の両家も中世以降優れた鞠足を出し、ことに、松下家は戦国・江戸初期にかけて蹴鞠道の伝授権をめぐり飛鳥井家と争い、結局、江戸幕府は、「賀茂社家」を飛鳥井・難波両家と並ぶ「三道家」(師範家)とし、この三家以外に他への伝授を禁じたという。上賀茂の蹴鞠は明治以降長く中断していたが平成12年に紀元祭の奉納行事として復活し、蹴鞠保存会も年中公式行事として公認した。

このほか、現在正月16日上賀茂神社で行われる歩射^{ぶせ}神事も、天武天皇いらいの宮中の行事であった射礼^{じらい}の伝統につながるものとされるが詳しい説明ははづく。

4) 歌道：和歌は、万葉集の後一時漢詩による中断の時代があったが、やがて平仮名の発達とともに発展し、延喜5(905)年、最初の勅撰和歌集の「古今集」の成立によって、漢詩と並ぶ文芸となった。平安中期以降は「題詠」が発達し、また「歌会」や「歌合」もさかんとなって、さらに芸術性がたかまり、鎌倉初期の「新古今集」で最高潮に達した。古今集を筆頭に永亨11(1439)年の新続古今集まで21代の勅撰和歌集が天皇・上皇の命をうけて撰ばれた。作者にとって勅撰集に選ばれることは王権によって権威づけられる名誉とされ、王権自体も勅撰集をもつことで権威をたかめた。

賀茂神社では永承2(1047)年、従来の櫛宜の上に、両社を通じて上社に新たに神主職がおかれた。神主や社司の勅撰集への登場はこの前後からはじまる。まず、初代神主成眞の父櫛宜忠頼がはじめて第五代勅撰集の「金葉和歌集」に撰ばれて以来、社司、氏人の入集^{じゅしがづく}がつづく。なかでも、2代神主成功は上手の定評があり賀茂氏歌人の祖と仰がれる。やがてその流れは平安末の18代神主重保の時代に頂点にたつする。いご歴代の勅撰集に入選する歌人を輩出して和歌は賀茂の氏人の必須の教養としてその伝統は明治維新までつづく。

下鴨では歌道への進出はやや遅れたが重保ときびすを接して鴨長明があらわれ一代の名手となった。

イ) カモ氏人物列伝

カモ県主の後裔の賀茂・鴨県主を名乗る一族でその長い歴史のなかでそれぞれの道に秀でた人物は数多い。いま、その中で、日本歴史人物辞典(1994、朝日新聞社刊)が掲載する人

名をえらんでその一端を紹介する。なお最近陰陽道を取り上げた書物や番組に賀茂氏を名乗る人物が登場する。蝦夷、吉備麻呂、子虫、忠行、光栄、保憲、保胤(慶滋)等であるがこれらは大和の国を本拠とする賀茂朝臣氏の後裔であって、カモ県主とは別の存在である。

No.	氏名(生没年)		略歴	作品・事績
1	賀茂 重保 元永 2(1119)年～ 建久 2(1191)年。	上	平安末期の歌人。父は賀茂別雷神社神主重継。治承元(1177)年 18代神主。号藤木神主。経盛家歌合、実国歌合、広田社歌合などに出詠。寿永元年「曲水宴」を催す。千載集、新古今集、新勅撰、続詞花、新続古今、続拾遺、玉葉、風雅、後葉、続後撰の各集などに入集。俊恵法師と親しく、その「歌林苑」の会衆、支援者。正四位上。	多くの歌会、歌合を主催して「賀茂歌壇」を主宰。治承 2(1178)年藤原俊成を判者に「別雷社歌合」開催(伝寂蓮筆・重文が伝存)。寿永元(1182)年36名の歌人に百首家集を勧請し賀茂社奉納(「寿永百首」、中に鴨長明家集も含む)。「月詣和歌集」全12巻私撰。同時代の賀茂氏歌人の作品をも収録。西行、寂蓮などと結縁した「一品経和歌懐紙筆跡」(国宝)。
2	鴨 長明 久寿 2(1155)年～ 建保 4(1216)年。	下	鎌倉初期の歌人・文学者。名はながあきらが正しい。法名蓮院、号南大夫。父は賀茂御祖神社禰宜長継。和歌を「歌林苑」で勝命、俊恵に学ぶ。正治2(1200)年後鳥羽院主催「正治二度百首」の歌人に選ばれ、和歌所寄人となり、院の推挙で河合社禰宜を望んで果たさず遁世。源実朝の歌の師として鎌倉に下るも不首尾、琵琶にも長ず。月詣、千載、新古今集に入集。從五位下。	家集「鴨長明集」、隨筆「方丈記」(伝鴨長明白筆・大福光寺本・1244年識語付、が伝存)<重文>、歌論書「無名抄」、仏教説話「発心集」、紀行「伊勢記」など。
3	賀茂 経久 承久 2(1220)年～ 嘉元 3(1238)年	上	鎌倉時代の神主、歌人。賀茂別雷神社神主従三位氏久の五男。正応 6(1293)年賀茂別雷神社 30代神主。号井関神主。神主任中、嘉元 3年、遷官。新後撰、玉葉、続千載、続拾遺、風雅、新千載、新拾遺の各集に入選。四品。	「賀茂経久日記」<重文>(別名「賀茂旧記」承久の乱の記述)、賀茂社神事の次第を記した「嘉元年中行事記」などを著す。乾元 2年上賀茂の「往来田制度」はじまる。西賀茂に正伝寺開基。
4	賀茂 敦直 天正 10(1582)年～ 慶安 2(1649)年	上	桃山～江戸初期、大師流の書家。甲斐流(賀茂流)の始祖。賀茂別雷神社祠官藤木敦直の長子。19才で初めて筆をとり伯父賀茂成定の大師流を極める。後水尾天皇の時「書博士」に任じられる。從五位上甲斐守。次子寂源僧正は筑紫高良山三井寺座主、詩歌・書に秀す。	書博士として御所の額字、即位の旌旗万歳幡等の書を書く。弟子に荒木素白、佐々木志頭磨。代々書博士甲斐守の名を継ぐ。この流の作品は、京都御所紫宸殿の扁額「万歳」(賀茂保彦書)、同殿「賢聖障子」32枚上部の書(賀茂保孝、同胡保書、同保誠補修)など。

5	鴨 祐之 万治 2(1659)年～ 享保 8(1723)年	下	江戸中期の神道家・国学者。賀茂御祖神社祠官。山崎闇斎に学び、垂加神道の第一人者。号梨木。歌人梨木祐為はその子。正三位。	元禄 7(1694)年朝廷に請うて 190 年余の間中断していた「葵祭を再興」。著書「大八州記」、「神代和解」、「日本通史全 40 卷」(日本後記の残欠を復元)。
6	賀茂 清茂 延宝 7(1679)年～ 宝暦 3(1754)年	上	江戸中期の神道家。賀茂別雷神社祠官賀茂清令の子。伊藤仁斎、出雲路信直、中原職資に国学を学ぶ。 伏見宮邦永親王に論語、書紀を講じる。号中大路のち岡本。従四位上加賀守。	同族の岡本季輔と共同で「賀茂三手文庫」設立。断絶中の神事の復興に尽力。寺請制と仏葬の強制を排して「神葬祭」を復活。古系図「賀茂禰宜神主系図・全 16 卷」(重文)を新寫。「享保社家流罪一件」を主宰し解決。著書、「賀茂群記類鑑」、「往来田訴論記」、「清茂県主日記」。
7	賀茂 真淵 元禄 10(1697)年～ 明和 6(1769)年	上	江戸中期の国学者、歌人。遠江国敷治郡伊場村(浜松)の人。同村賀茂神社神主家の分家に生る。祖先は鎌倉初期の賀茂別雷社祠官師重に遡る。国学を荷田春満門下の杉浦國頭に、漢学を渡辺蒙庵に学ぶ。上京し春満に師事、師の没後江戸に下り田安宗武に仕官。本姓岡部、号眞居。	日本人古来の歌の心を儒学が変容したと批判し契沖の「古道論」に傾注。その論を本居宣長が継承。「語意考」、「国意考」、「冠辞考」、「祝詞考」、「新学」などを著す。全集 28 卷。
8	賀茂 季鷹 宝暦 4(1754)年～ 天保 12(1841)年	上	江戸後期の歌人、古典学者。賀茂別雷神社氏人季種の子。有栖川宮職仁親王に和歌を学び、江戸に下って村田春海、橋千蔭らと親交。 帰京後、賀茂社祠官に任じ、文人と交友。号山本。元季福。正四位下安房守。	和歌のほか、狂歌、書にも秀である。主著「万葉集類句」、「雲錦集」、「みあれの百くさ」、「富士日記」、「正誤かなつかひ」。
9	賀茂 規清 寛政 10(1798)年～ 安政 4(1861)年	上	江戸後期の神道家。賀茂別雷神社氏人の家に生る。父報清。清茂の曾孫。祭神ヤタガラスにちなんで自ら創始した神道を「鳥伝神道」と称した。天文、曆学、神道、陽明学を交え、私意私欲を去った安心の信仰として鳥伝神道を説く。号梅辻。対翁、斎守翁、三午翁とも。自説のゆえに幕府に疎まれ弘化 3(1846)年八丈島に流罪。14 年を送り同地に没。従五位上飛騨守。	弘化 3 年江戸下谷池之端に居を構えて布教活動を展開。12 年間で 33 力国を巡歴。神祇官再興、海防、沼地開発、貧民救済を中心とする 10 冊の経世論を幕府に献策。神道を社会生活と結びつけ信者数千に及ぶ。その教えが社会性を帯びているので幕府に忌避された。主著「神道鳥伝祓除抄」、「鳥伝神道大意」。柴田鍊三郎の小説「度胸時代」にも人物が画かれている。

ウ)社殿・境内・史跡・社家町

平成6(1994)年12月ユネスコは「古都京都の文化財」として17の社寺と二条城を「世界文化遺産」に登録した。この17社寺には上・下両賀茂神社の社殿や境内が含まれている。それより先、両社の社殿・境内はともに国宝・重文や史跡に指定され、また、上賀茂のいわゆる社家町は昭和63(1988)年に、京都市の「上賀茂伝統的建造物群保存地区」および国の「重要伝統的建造物群保存地区」の指定をうけ、保存修景がはかられている。

現在、賀茂別雷神社の36棟と賀茂御祖神社の55棟の建造物が重要文化財となっていて、このうち国宝とされる上社の本殿・権殿、下社の東・西本殿の各2棟は、三間社流造の代表として、古代祭祀の原型をとどめる神道史・神社建築史上の貴重な建造物であることはすでに述べた。(個々の神殿や建造物とその配置は別の境内図を参照)。

注1)そのほかの建造物 両社には一見配置はことなるが造と名の共通の建屋が多い。賀茂祭の勅使や公卿・殿上人の控え、天皇、上皇の着到殿、東遊の舞殿、御戸代会の奏楽、倭舞などの神事に用いる。ただ上社は競馬会のための建屋があるのと、そのための馬場を設けて特別の配置になっている。

両社ともに創祀いらい現在の位置をほとんど動いていないとされ、おもな社殿が今日の位置に完成したのは平安中期、あるいはそれを少し遡るとされている。

両社の式年遷宮については必ずしも明らかでない。社記には長元3(1036)年に21年に一度の制が定ったとする。室町時代に中断し、主要社殿は寛永5(1628)年、本殿・権殿は以後六度の造替を経て文久3(1863)年の造替。

注2)史跡 国と京都市指定の両社の関係の「古代の史跡」につぎのものがある。

No	名 称	所 在 地	指 定 機 関	備 考
1	賀茂別雷神社境内	北区上賀茂本山	国	境内と山林77万平米
2	賀茂御祖神社境内	左京区下鴨泉川町	国	糺の森
3	久我神社(氏神社)	北区紫竹竹殿町	市指定	祭神賀茂建角身命
4	氷室神社および氷室跡	北区西賀茂氷室町	市登録	旧主水司領

境内を流れる清流はともに御手洗川・御物忌川といいい、上社は別名「奈良の小川」、下社では「瀬見の小川」という。御禊や祓えをおこなう。前者は百人一首の藤原家隆、後者は新古今集の鴨長明の歌で名高い。

注3)社家町 上賀茂神社の東、神社から流れ出る御手洗川の名を変えた明神川沿いに、神官の屋敷の社家が連続し、社家町をかたちづくる。主屋は敷地に奥まって建ち、切妻造・平屋建・妻飾りのある妻入の特色ある形を備える。主屋とこれを囲む土塀、泉水のある庭園、門、川にかかる土橋などが独特の歴史的風致をかたちづくる。室町時代から発展した門前集落で、長享2(1488)年、天文1(1540)年の記録がある。延宝8(1680)年には境内町数七町、内社家寺家239軒1070人、地下^上275軒1640人とある。人別改も緩和された。

エ)神事と伝統行事芸能・特産

1)神事と伝統行事芸能：賀茂社の主な神事である、御阿礼神事、御蔭祭、賀茂祭(葵祭)、競馬会、御棚会神事などについてはすでに述べた。上社の鎌倉時代の記録には年中神事として年間75度を掲げているがそのうち32度が今に伝わる。下社でも年15度にのぼる。このうち京都市などが伝統行事に指定してその維持に努めているのは次のとおりである。

	名 称	日 時	内 容	参 考	保存団体等
1	ただす まりやぶさめ 糺の森流鏑馬 〔賀茂御祖神社〕	5月3日	走馬の上から騎手が鏑矢を射る。平安時代の宮中端午の節供の騎射の流を引き鎌倉時代に最盛となる。	11世紀末來、城南離宮、諸国一ノ宮、鶴が岡八幡の神事に武家が奉納。昭和48(1973)年より催行。	糺の森流鏑馬保存会
2	かきくらべうま 賀茂競馬 〔賀茂別雷神社〕	5月5日	寛治7(1093)年宮中武徳殿の式を上賀茂に移し古式の装束作りで乗尻が左右10番競技。	5月1日足太式。詳細は本文参照。乗尻は県主の後裔の家の子弟が勤める。	賀茂競馬保存会〔賀茂同族会〕京都市登録無形民俗文化財
3	葵祭 〔京都御所・両賀茂社〕	5月15日	欽明天皇の代創始。奈良時代の国祭をへて、平安初期に勅祭、斎院の制とられて形が定まる。賀茂祭が正称	戦国時代の中止の後、元禄7(1694)年に復活。葵祭の名始まる。路頭の儀、社頭の儀。	
4	かねいんせ 上賀茂徘徊花 〔賀茂別雷神社〕	5月15日	桜花の散る頃疫病の広がりの退散祈願。風流の扮装で鉢・太鼓を叩き踊躍しながら疫神に参拝。以前は4月10日催行。	平安時代に起源。今宮(疫)神社に洛北4所から参る中のー。もと六郷中河上、岡本、中村郷の祭。	上賀茂やすらい踊り保存会。重要無形民俗文化財。大神、狹井の鎮花祭に通ずる
5	からす 鳥相撲 〔賀茂別雷神社〕	9月9日	重陽節供の行事。古式は内取8日、本番十番、勝負舞、饗膳(河上、中村郷の担当)の順。	鳥は八咫烏に因む。古式は左方小野・岡本、右方大宮・小山郷。斎王代陪覧復活。	鳥相撲保存会。京都市登録無形民俗文化財。
6	蹴鞠始め〔賀茂御祖神社〕 蹴鞠奉納〔賀茂別雷神社〕	1月4日 2月11日	中国より伝来し、平安中期以来、宮廷貴族や上賀茂の氏人に広がり様式化。	公家の難波・飛鳥井・御子左家(公卿鞠)、上賀茂の鳥居大路、松下、林家などが伝承(賀茂鞠)。	蹴鞠保存会。白峰宮・藤森神社・京都御所、談山神社でも催行
7	みこかぐら 巫女神樂 〔大田神社〕	2月24日 毎10日	銅拍子、鼓、紋太鼓の音により舞う。願主の頭上で鈴を鳴らす。巫女舞の古い形	大田神社は上賀茂社の境外摂社。大田沢の社若は国の天然記念物。	大田神社巫女神樂保存会。登録無形民俗文化財

(注)上の表のほか、古式を伝える神事に、上社には卯杖(1月初卯)、白馬(1月7)、御棚会(1月14)・御粥(1月15)、歩射(1月16)、燃燈祭(2月子)、曲水宴(4月)、夏越祓(6月30)、御戸代会・同神能(6月30、7月1日、土解祭、御田植祭と一連のもの)があり、下社では土解、御手洗(土用丑)、更衣祭(夏冬、上社は神御衣献進という)などがある。

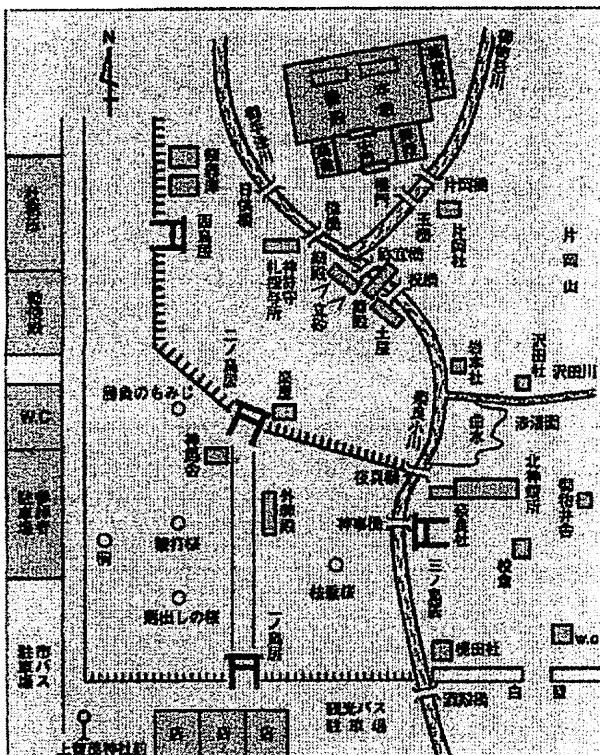
2)特産品：県主の後裔の賀茂の社家がはじめた上賀茂の特産を二つ挙げておく。

「すぐき漬」：400年前の桃山時代に始まる。江戸初期の医師黒川道祐の「日次記事」延宝7(1676)年条にも記述がある。賀茂の社家が賀茂河原で見つけた蕪の一種とも、御所から賜った種を栽培したともいう。当初社家の屋敷内で作られ、宮中をはじめ文人墨客などの高級嗜好品として珍重され、江戸にも贈答品として商されたが社家外への持出しを禁じていた。普及したのは明治に入って農家での栽培漬込みが始まってからである。

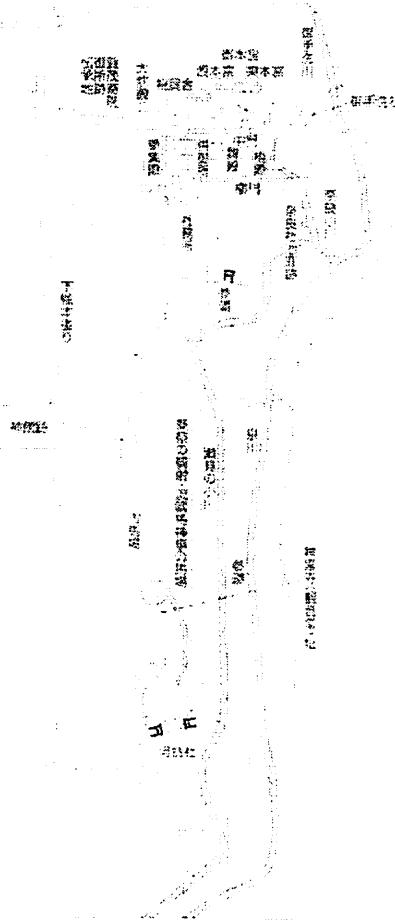
「木目込人形」：元文年間(1736~1741)上賀茂神社の祠官堀川家に仕えた高橋忠重が祭事に使う「やない箱」を作るかたわら人形を作ったのが始まり。量塊感のある木地に布を貼り、つなぎ目に筋彫りをした優雅なつくりである。その後江戸にも広がり岩槻市にはその流れを伝える家もあるという。

(完)

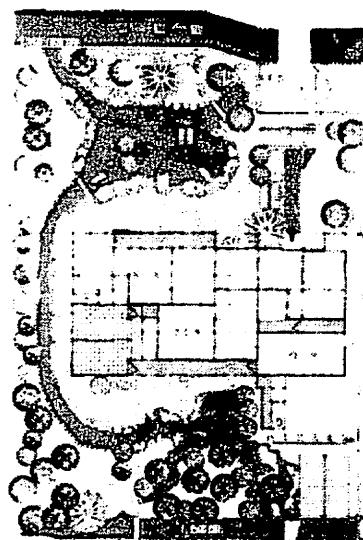
付図 下・上賀茂神社境内・賀茂別雷神社本殿・上賀茂社家・同町並



賀茂別雷神社 上賀茂神社



縣御祖神社 下御神社



上質成の社家

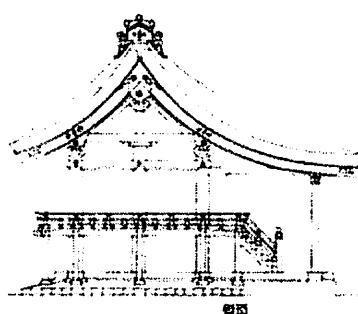
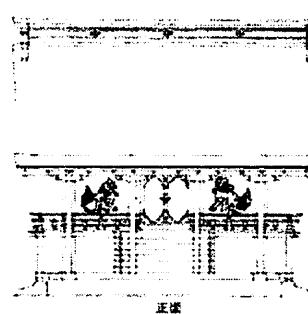
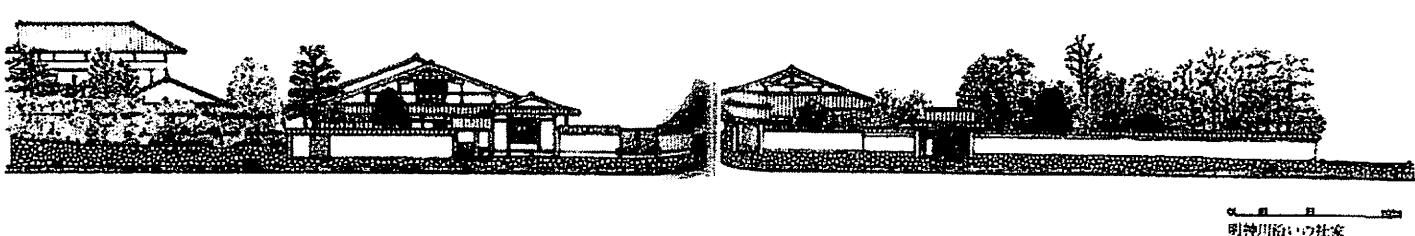


表 2 別館本殿平面と上り立筋



正誤



明治川添の社

参考文献

(一) 史料の部

- | | | |
|-----------------------|----------|--------------|
| 1) 風土記(日本古典文学大系) | 秋本吉郎校注 | 岩波書店 |
| 2) 同上(東洋文庫) | 吉野 裕訳 | 平凡社 |
| 3) 古事記(日本古典文学全集) | 荻原浅男他校注 | 小学館 |
| 4) 同上 | 倉野憲司校注 | 岩波書店 |
| 5) 日本書紀上・下(日本古典文学大系) | 坂本太郎他校注 | 岩波書店 |
| 6) 同上、上下(現代語訳) | 宇治原 孟訳 | 講談社 |
| 7) 続日本紀 全四巻(東洋文庫) | 直木孝次郎他訳注 | 平凡社 |
| 8) 同上、上中下(現代語訳) | 宇治原 孟訳 | 講談社 |
| 9) 萬葉集(1~4 日本古典文学大系) | 高木市之助他校注 | 岩波書店 |
| 10) 新撰姓氏録(考証編第三) | 佐伯有清校注 | 吉川弘文館 |
| 11) 同上(考証編第六) | 同上 | 同上 |
| 12) 古今和歌集 | 佐伯 梅友校注 | 岩波書店 |
| 13) 月詣和歌集の校本とその基礎的研究 | 杉山 重行校注 | 新典社 |
| 14) 千載和歌集 | 久保田 淳校注 | 岩波書店 |
| 15) 同上(新日本古典文学大系) | 松野 陽一他校注 | 岩波書店 |
| 16) 新古今和歌集 | 佐々木 信綱校注 | 岩波書店 |
| 17) 同上(日本古典文学全集) | 峯村 文人校注 | 小学館 |
| 18) 方丈記(日本古典全書) | 細野 哲雄校注 | 朝日新聞社 |
| 19) 同上(講談社学術文庫) | 安良岡康作 | 講談社 |
| 20) 賀茂皇太神宮記 | | 群書類從卷第十五神祇 |
| 21) 賀茂斎院記 | | 群書類從卷第四十四補任 |
| 22) 嘉元年中賀茂祭記 | | 続群書類從卷第三十三神祇 |
| 23) 太平記卷十五(日本古典文学集成) | 山下宏明校注 | 新潮社 |
| 24) 賀茂注進雜記(翻刻版) | 岡本保可他撰 | 賀茂別雷神社 |
| 25) 洛北誌(旧京都府愛宕郡村誌復刻版) | 旧愛宕郡役所編 | 大学堂書店 |
| 26) 賀茂別雷神社由緒略記 | 座田司氏遺稿補訂 | 賀茂別雷神社 |
| 27) 社務日誌(自弘化二年至安政六年) | 賀茂重武 記 | 私家蔵 |
| 28) 南 柯 記 | 賀茂直一 撰 | 賀茂重誠 書写 |
| 29) 古代氏族系図集成 全三巻 | 宝賀 寿男編 | 古代氏族研究会 |
| 30) 古代豪族系図集覽 | 近藤敏喬編 | 東京堂出版 |

(二) 著書・辞典・論文の部

- | | | |
|----------------------------|-------|-------------------------|
| 1) 土器の地域色と通婚圏・交易圏
と政治組織 | 都出比呂志 | 日本農耕社会の成立
過程(岩波書店)所収 |
| 2) 京都考古学散歩 | 樋口隆康編 | 学生社 |

3) 三角縁神獸鏡の時代	岡村 秀典	吉川弘文館
4) 前方後円墳の時代	近藤 義郎	岩波書店
5) 古墳の語る古代史(岩波現代文庫)	白石大一郎	岩波書店
6) 日本の古代遺跡(京都 1)	平良泰久他	保育社
7) 日本の古代全 16巻	岸俊男他編	中央公論社
8) 新版古代の日本全 10巻	平野邦雄他監修	角川書店
9) 鴨縣主の系図	佐伯有清	古代氏族の系図(学生社)所収
10) カモ県主の研究	井上光貞	日本古代国家の研究(岩波書店)所収
11) 山背国愛宕郡考	岸 俊男	日本古代文物の研究(塙書房)所収
12) 葛城と古代国家(大和国家成立論)	門脇禎二	講談社
13) ヤマト王権の成立と地域国家	平野邦雄	新版古代の日本巻一(角川書店)所収
14) 賀茂社---上. 下社の祭事	大和岩雄	神社と古代王権祭祀(白水社)所収
15) 頭斎・御阿礼・御蔭祭	真弓常忠	日本古代祭祀の研究(学生社)所収
16) 瀬見の小川(翻刻版)	伴 信友	柴田実編 神道大系 賀茂所収
17) 古代王権と県、県主制の研究	小林敏雄	吉川弘文館
18) 日本古代の「クニ」	鎌田元一	律令公民制の研究(塙書房)所収
19) 「部」についての基本的考察	鎌田元一	同上
20) 評の成立と国造	鎌田元一	同上
21) 郷里制の施行と靈龜元年式	鎌田元一	同上
22) 部民制—名代子代を中心として	狩野 久	日本古代の国家と都城(東京大学出版会)
23) 御食国と膳氏—若狭と志摩	狩野 久	同上
24) 賀茂重保考	杉山重行	日本大学経済学部紀要
25) 鴨 長明	三木紀夫	講談社
26) 中世の身分制と国家	大山喬平	日本中世農村史の研究(岩波書店)所収
27) 海の國の中世	網野善彦	平凡社
28) 賀茂真淵	三枝康高	吉川弘文館
29) 京都の三大祭	所 功	角川書店

30) 京都の社	岡田精司	壇書房
31) 歴史のまちなみ	西川幸治編	NHK 出版
32) 神社と靈廟	稻垣 栄三	小学館
33) 古文書	田中 稔編	至文堂
34) 賀茂別雷神社境内諸郷の復元的研究	須磨 千穎	法政大学出版局
35) 有職故実	河鰐 実英	壇書房
36) 日本官僚の原像 古代官僚制機構	野村 忠夫	PHP 研究所
37) 日本歴史地名大系		
京都市篇	林屋辰三郎他編	平凡社
京都府篇	柴田 実他編	同上
奈良県篇	横田健一他編	同上
38) 日本古代人名辞典 全七巻	竹内理三他編	吉川弘文館
39) 国史大辞典 全十五巻	坂本太郎他編	吉川弘文館
40) 日本史総合年表	加藤友康他編	吉川弘文館
41) 日本史辞典	永原慶二監修	岩波書店
42) 日本歴史人物事典	朝日新聞社編	朝日新聞社
43) 京都府の歴史	朝尾 直弘編	山川出版社
44) 日本史文献解題辞典	加藤友康他編	吉川弘文館
45) 有職故実大辞典	鈴木 敬三編	吉川弘文館
46) 日本荘園史大辞典	瀬野精一郎編	吉川弘文館
47) 神社観録(佐伯有義校訂)	鈴鹿 連胤	思文閣
48) 式内社調査		皇學館大學編
49) 古事類苑		皇学講究所・神宮司庁編
武技部十四 競馬		
遊戯部十五 蹴鞠		
神祇部六十四 賀茂		
50) 賀茂葵祭解説	江馬 務	文華堂
51) 蹴鞠の研究	渡辺融・桑山浩然	東京大学出版会
52) 日本書道史	春名好重	淡交社
53) 神道事典		国学院大学日本文化研究所編 弘文堂
54) 日本の神々・神社神道のすべて		太平出版社
55) 神道祭祀	真弓常忠	朱鷺書房
56) 神道 日本の民族宗教	薗田 稔編	弘文堂
57) 神道の成立	高取 正男	平凡社
58) 国家神道	村上 重良	岩波書店
59) 秩禄処分	落合 弘樹	中央公論新社

60) 古都京都 木の国日本の世界遺産 金沢・並木・若杉共著 大蔵省印刷局

-
- | | | |
|-----------------------------|-------|-------------------------|
| 1) 斎院交替制と平安後期文芸作品 | 堀口 哲 | 古代文化 31巻 10号 |
| 2) 賀茂清茂伝 | 児玉 幸多 | 歴史地理 70巻 6号
所載 |
| 3) 賀茂別雷神社の往来田制度 | 児玉 幸多 | 社会経済史学 7巻 9号 |
| 4) 神社の特殊慣行の研究 | 児玉 幸多 | 神社協会雑誌 35巻 10号 |
| 5) 賀茂別雷神社の集会制度 | 児玉 幸多 | 社会経済史学 8巻 3号 |
| 6) 山城国上賀茂社境内六郷 | 清水 三男 | 日本中世の村落(岩波書店) |
| 7) 中世に於ける賀茂別雷神社
氏人の惣について | 須磨 千穎 | 南山経済研究 6巻 2号～
12巻 3号 |
| 8) 賀茂季鷹の生涯と学統 | 土岐 武治 | 花園大学研究紀 2号所載 |
| 9) 賀茂季鷹の没年令とその蔵書 | 高橋 貞一 | 西京高校研究紀要・人文科学 4号所収 |

平成十二年九月廿五日現在架蔵分に一部追加(藤木 文雄)

—完—